

手持ち工事数の制限について

古河市が発注する建設工事（４工種：土木一式工事、建築一式工事、ほ装工事、水道施設工事）については、建設事業者間の受注の均衡を図るため、手持ち工事（同時に請け負うことができる工事）の数に制限を設けます。

１．手持ち工事数

古河市では、本市発注の手持ち工事数の上限を３件までとします。開札日において手持ち工事数が上限に達した事業者はその後の入札には参加できません。また、一般競争入札においては、公告日時点での手持ち工事数が３件未満の事業者しか参加申請が出来ません。

なお、次に掲げる工事は手持ち工事数には含みません。

- ①発注時の予定価格が１０００万円（税込）未満の工事
- ②建設工事共同企業体による工事
- ③随意契約により契約した工事
- ④業務委託（設計・除草等）

２．手持ち工事の期間

古河市発注の工事で、落札者または落札候補者となったときから工事完了届を当該案件の工事担当課が受理した日までを手持ち工事の期間になります。ただし、受注者の責めに帰することができない事由により工事の工期を延長した場合は、当初の契約工期末をもって手持ち工事件数から除くものとします。

※手持ち工事数が３件未満であれば、複数の入札に参加できますが、それまでの手持ち工事数と、開札の結果、落札者または落札候補者となった入札（工事）の合計が３件となった時点で、その後の入札は自動的に無効となります。

※手持ち工事数が３件である場合、一つの工事の完了届を工事担当課が受理した日から、手持ち工事数が２件以内になりますので、複数の入札に参加できます。